

第48回 基本計画部会 議事録

- 1 日時 平成26年1月17日（金）14:00～15:49
- 2 場所 中央合同庁舎4号館12階 共用1208会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府大臣官房審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

4 議事

- (1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について
- (2) その他

5 議事録

○樋口部会長 それでは、ただいまから第48回「基本計画部会」を開催いたします。

本日は、黒澤委員、中山委員、椿臨時委員が御欠席です。

議事に入る前に、本日用意されております資料について説明をお願いします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料を紹介いたします。

資料は2つあります。

資料1といたしまして「調査票情報等の提供及び活用に係る修正案について」、

資料2といたしまして「諮問第58号の答申 公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について（案）」です。

参考資料は1から4まで御用意しております。

ただし、参考2につきましては、メインテーブルの方々には備付資料として準備しておりますけれども、傍聴席の資料では、省略しております。

各府省の方々には、必要に応じてこの参考2をお持ちいただくように事前にお願いはしておりますが、その他の方も含めまして、もし必要な方がいらっしゃいましたら、入口近くにおります係の者までお申し付けいただければと思います。

私からは以上です。

○樋口部会長 本日は「『公的統計の整備に関する基本的な計画』の変更について」につきまして、部会としての答申案を取りまとめたいと思っておりますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

前回、12月17日に開催されました第47回の部会におきまして、審議を踏まえまして、調査票情報等の提供及び活用について、第3ワーキンググループの座長である廣松委員から修正案が示されております。

この点につきまして、まず御説明をお願いいたします。

○廣松委員 説明いたします。

資料1です。「公的統計の整備に関する基本的な計画（案）」の本文の方でいきますと、別添の24ページのところです。

先ほど、部会長から御紹介いただきましたとおり、前回の基本計画部会において、調査票情報等の活用に関して、オーダーメイド集計やリモートアクセスなどについて御意見がありました。それを受けまして、事務局と整理し、資料1として修正案を提示いたしました。

1ページ目の最初の囲みは、前回の部会での御議論を整理したものです。前回の御指摘は、オーダーメイド集計やオンサイト利用、匿名データの提供について、その取組の優先付けあるいは濃淡付けが必要、また、併せて調査票情報の提供について、将来的に目指す方向性についても整理できないかということが主な御議論だったと認識しております。

それを踏まえまして、2ページ以降に事務局と相談した上で整理しました結果をまとめております。

まず、取組に関しましては、前回の部会でも報告しましたとおり、海外では先駆的な取組が進んでいることから、本文に「諸外国における取組状況等を総合的に勘案した上」という文言を追加し、その上で、その取組の濃淡あるいはプライオリティー付けとしては、①として、今、実現可能性が高いもの、「オーダーメイド集計における利用条件の緩和に向けた検討」を第一に挙げました。

この点に関しましては、皆様も御存じのとおり、現行の運用はオーダーメイド集計に関しても公共性が高いもの、特に学術研究、また、これは必須条件ではありませんが文部科学省等の科学研究費を受けたもの等を念頭に置いている訳ですが、それ以外にも、例えば民間の研究所の研究者の方等からも、商業利用について、大変要望、ニーズが高いということも含めまして、そこを利用条件の緩和という方向で検討していきたいと思っております。

この点は、どちらかという、法的な整理あるいは規定に関する部分でして、技術的には提供することに関して、それほど大きな問題がある訳ではありませんので、次期の基本

計画の施行、実行の中でも、なるべく早い段階でこれを実現できればということで、最初に持ってきたものです。

②として、今後の調査票情報等の提供及び活用の中心になるものとして、オンサイトに触れておりますが、将来的にはリモートアクセスが主流になることが予想されることから、そのリモートアクセスを活用したオンサイトやオンサイト利用を補完するプログラム送付型集計・分析への段階的な移行に向けた整理・検討を行うという形にいたしました。

この点について、特にリモートアクセスに関しては、技術的な問題も検討すべき点が多々あり、また、オンサイト拠点の設置などの場所的・地域的な問題も出てまいりますので、その辺をやはり少し時間を掛けて整理・検討すべきだろうということで、2番目といたしました。

3番目といたしまして、匿名データの作成及び提供における提供対象統計調査の種類や年次の追加等がございます。これはサービスの充実ということでございますが、その位置付けに関しましては、実現の可能性は、これまでの経験から踏まえると、かなり高いと考えられます。②で挙げましたようなオンサイト利用とか、リモートアクセスの提供が主流になっていくと、その匿名データの提供の位置付けというものも変わるのではないかと予想される。

さらに、統計センターでAPI、アプリケーションプログラムインターフェースの推進も検討されているということですので、匿名データの作成及び提供に関しましては、3番目という形で位置付けをいたしました。

また、ここで、新たに「リモートアクセス」、「オンサイト利用」、「プログラム送付型集計・分析」という新しい言葉を使っておりますので、それぞれに関して注意書きを入れることにいたしました。

これらの取組につきましては、効率的かつ利便性を高めるような形で進めていくことが求められると考えられますので、本文中に「その際、効率性及び利便性の観点から、政府一体として一元的な取組を推進する」という文言も追加いたしました。

これに合わせて資料1の3ページ目にあります別表も整理しております。

別表の整理は、本文中のものに合わせる形で行っておりまして、その順番も本文の箇条書きの順番に合わせて変更いたしました。したがって、最初にオーダーメイド集計、次にオンサイトという並びに変え、オンサイトに関しては、政府一体で取り組むことに関連して、その役割分担の整理を含め検討するとまとめたものです。

資料1の修正案の説明は以上です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたような調査票情報等の提供及び活用に係る修正案につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○深尾委員 専門家との意見交換のときに、神林教授からリモートアクセスとオンサイト

利用について御報告がありましたが、それによると、フランスなどヨーロッパの国はかなりリモートアクセスを導入している。

アメリカではオンサイト利用に集中していると思うのですが、資料1の修正案では両方を同時に実施するという、非常に窮屈な感じがいたします。リモートアクセスの活用、オンサイト利用及びそんな感じで並列して書けば良いような気がするのですが、両方一緒にすると、アメリカプラスヨーロッパという少しがんじがらめの印象があるのですが、いかがでしょう。

○樋口部会長 お願いします。

○廣松委員 確かに御指摘の点、少し修文した方が良いかもしれませんが、この部分を事務局と考えながら整理したときの考え方として、先ほど少し申し上げましたが、日本の場合、オンサイトを余り強調すると場所の確保が大きなネックになるのではないかと思いますので、最初、リモートアクセスを活用したオンサイト、それからオンサイト利用を補完するプログラム送付型としました。意図としてはそういうことなのですが、オンサイトという言葉が2回も出てくるのはくどいかもかもしれません。

○澤村総務省政策統括官付企画官 事務局から補足いたしますと、確かに深尾委員御指摘のとおり、諸外国の中ではリモートアクセスが主流であり、私どもも例えば大学の研究室でもリモートアクセスで使えることが、究極的な姿なのではないかと考えました。

ただ一方で、ワーキンググループで議論された時に、ドイツの実情を調査いただいた縣前委員の御報告によれば、まず、ドイツなどでもオンサイト施設での利用というものが基本になっていて、それを補完する意味で、プログラム送付型の対応によって事後に修正していく対応が主になっております。また、日本も確かに究極の姿に最初から飛び込むのか、まず慣らしていくのかという話になると、一橋大学を始め、オンサイト施設での提供を試行的に実施している機関を活用して、リモートアクセスに関する研究、プログラム送付型に関する研究を進めて、その足元を固めてからという意味合いで、オンサイト施設によるというような意味合いが出るような形での修文にしているところです。

○深尾委員 すみません。確認なのですが、オンサイト利用をするときに、リモートアクセスも絶対一緒にくっつけてやるということではなくて、オンサイト利用だけだと、もちろん場所の制約とか、遠方でできないとかがあるので、補完的な形でリモートアクセスの利用も同時に考えていくという理解で良いですか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 そうですね。例えば、一橋大学であるとか、統計数理研究所等のオンサイト施設に行きましたところ、独自の専用サーバーを設置するなど、かなりコストが掛かっています。

そういう中で、リモートアクセスの検討がもう少し進めば、そういった設備投資というのでしょうか、初期投資がなくて、いわば安全な端末だけがあれば、オンサイト施設が幅広く開設できるのではないかとということも含めて、当面、検討を進めるのが良いのではないかと考えました。

当然、そのあたりにつきましましては、大学等との連携を進めて、実効性のある対応策を考えていくということが不可欠ではないかと考えている次第です。

○樋口部会長 かつての技術革新というのは、大体1・2・3というステップを踏んでいった訳ですが、最近は2を飛ばして1から3へ移行すると、トータルで見るとコストが安く済むというようなことがあって、徐々にということを考えていくのか。その方向性として、リモートアクセスにするのか。

したがって、ときには2のプロセスというのは、飛ばすという方がスピーディーに対応できるし、ましてやオンサイトを各大学が用意したら、また大変なことになる。それで、その後でまたリモートアクセスとなると、二重投資、三重投資になってくるといような意見がいろいろなところから聞こえてくるのです。

それで、そのプライオリティーをとというようなことを明示した方が良いのではないかと考えたのですが、そここのところはまさに、深尾委員の御議論の趣旨にもかなっていないかと思うのですが、アメリカ型もヨーロッパ型もというのは、要は利用者としてどちらかでないかという議論になりかねないということだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○廣松委員 先ほど、事務局からの説明にありましておとり、確かに大学の研究室からのリモートアクセスを可能にするというのは、究極の形かもしれませんが、ただ、その場合でも、やはりシンクライアントにしないと、ネットワークで全てがつながっているというのは、セキュリティー上非常に問題があります。

そうすると、今、おっしゃるような形に行くのかもしれませんが、では、そのシンクライアントのシステム自体はどうしていくのかという問題がまた新たに出てくる。その意味で、次期計画として、5年ぐらいを目途と考えたときに、どの程度の発展スピードを前提とするかということによろと思っておりますが、先ほどの勉強会の席でもありましたけれども、今は少なくともオーダーメイドだとか、匿名データに関して、現時点で万全と考えられるセキュリティーを考慮して匿名化を行っているわけです。それでも確かに再特定化とか、そういう問題が出てくる可能性がある。

その意味では、できる部分があるかもしれませんが、いきなり①から③へ飛ぶというのは、少し難しいのではないかと考えます。

○樋口部会長 表現をどうするか。

○北村委員 今の廣松委員の御意見に少し追加なのですが、リモートアクセスできるデータというのは、海外の例でも限られていまして、その全てのデータがリモートアクセスできるわけではないですし、それから、ちょっと複雑な2つのデータをマッチングさせて使いたいとか、そういうことはリモートアクセス上、管理できないので、オンサイトの役割は多少残ります。

全てリモートアクセスにシフトすれば解決できるという状況に技術的にないことも確かなので、オンサイトの役割が残らざるを得ないのかなと思っております。

○樋口部会長 この表現をどうするかという御指摘です。

今のだと、リモートアクセスを活用したオンサイト利用というものと、オンサイト利用を補完するプログラム送付型云々という、この2つが併存しているわけです。

特に、プログラム送付型という話ですね。

○**白波瀬委員** いわゆる後発国というのは、段階的な発展論を追わないというところのメリットもあるのですが、でも現実的には、両者は併存せざるを得ないということがあるとすると、でもこの書き方だと、何かリモートアクセスを活用したオンサイトということで、非常に主従の関係が固定化されているというメリットもあるけれども、デメリットもあると思うのです。

ですから、この段階では、オンサイトとリモートアクセスを並列的に、関係性を縛らずに緩やかな優先順位を意味するみたいな書きの方が良いのではないかと思います。

○**樋口部会長** どうでしょう。廣松委員の方で。

○**廣松委員** 今の御意見を踏まえて少し考えます。

○**樋口部会長** 分かりました。

それでは、今の点はペンディングにしておきまして、そうしましたら、今の点を除いて、答申案について御審議いただきたいと思います。

前回の部会において了承されました答申案の構成に沿って、ワーキンググループ報告を含め、部会審議で了承されている事項を盛り込んだ答申案を作成しておりますので、これは案でございますが、事務局から説明をお願いします。

○**村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長** それでは、説明いたします。

本日、御覧いただきます答申案ですが、前回、12月17日の基本計画部会で各ワーキンググループの審議結果報告及びパブリックコメントを踏まえた修正に関する議論が行われましたけれども、その結果、合意が得られたものを対象としております。

それから、ただいま御議論いただいております、資料1による修正案に関してですが、こちら先ほどの資料1の案につきまして、ペンディングを付して答申案に盛り込んでおりますので、それについては後ほど、再度、資料1に立ち返っての議論になりますので、それを後ほど反映するという形になろうかと思います。

そして、答申案の構成スタイルですが、やはり前回の基本計画部会において御了解いただきましたスタイルになっております。

それでは、まず、答申案の構成について説明いたします。

まず、資料2を御覧願います

A4縦のものです。

「諮問第58号の答申 公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について（案）」です。

まず、「1 変更の適否」といたしましては、下記「2 修正等が必要と考える箇所及び理由」で指摘した事項を修正等した上で、別添のとおりとすることが適当であるという形で結論を述べております。

次に、「2 修正等が必要と考える箇所及び理由」について、具体的な修正点を理由とともに、今、記述しております。

このうち、(1) から (8) まで 8 つにつきましては、新たに追加した事項など、主な変更点について記述したものです。

この 8 つの事項につきましては、部会長及び各ワーキンググループ座長と御相談をいたしまして、この 8 つを選択したということです。

(1) から (8) の主な変更点につきましては、A 4 横の別紙 1 にこれに対する新旧対照表が載っております。

資料 2 の下に別紙 1 という A 4 横の資料がありますけれども、これが (1) から (8) の主な変更点に対応する新旧対照表です。

それから、再度、資料 2 に戻っていただきまして、資料 2 の 3 ページを御覧いただきますと「(9) その他」という項目があります。これは、記載内容の明確化や表現の適正化を図るための事項です。

これにつきまして、具体的な内容というのは、別紙 2、やはり A 4 横の新旧対照表、こちらが「(9) その他」に対応するものです。合計 30 カ所以上の事項があります。

そういたしまして、以上の (1) から (9) までの変更を反映いたしまして、基本計画の全体像がどうなるかを見たものが別添ということになります。

では、以下、答申案の概要につきまして、説明いたします。

これにつきましては、別紙 1 と別紙 2 の新旧対照表をそれぞれ御覧いただきたいと思っております。

基本計画は、既に御案内のとおり、第 1 から第 4 までの 4 部構成になっております。

第 1 につきましては、施策展開に当たっての基本的な視点及び方針、第 2 につきましては、公的統計の整備に関する事項、第 3 につきましては、公的統計の整備に必要な事項、それから第 4 につきましては、基本計画の推進と、4 部構成になっております。

各部ごとに、どういう修正が答申の中に盛り込まれているかということの説明いたします。

まず、4 部構成のうちの第 1 につきましては、今、御覧いただいている別紙 1 では、1 ページに 1 つあります。

それから、表現等の適正化を図るといようなものにつきましては、別紙 2 の 1 ページの上 3 つがこの第 1 に対応する変更事項です。

あちこち行って申し訳ございませんけれども、まず、別紙 1 を御覧願います。

主な変更点ということで、別紙 1 に記述しております。

こちらは第 1 の中で「経済・社会の環境変化への的確な対応」という事項における記述の変更です。

ここでは、「経済財政運営と改革の基本方針」を引用しておりますけれども、右側の「答申における修正後」を御覧いただきますと「以下『骨太方針』という。」という文言を付

け加えております。

これは、この閣議決定がこの後多く引用されておりますので「骨太方針」という略称を採用するということです。

その上で、2カ所文言を追加しております。

右の「答申における修正後」の下の方ですけれども「さらに、」以下の部分です。骨太方針で述べられておりますPDCAの実効性の向上を図るために、この一文が追加されております。「さらに、骨太方針における実効性あるPDCAの実行に資するため、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する」というところです。

それから、もう一カ所、一番下の部分ですけれども、国民経済計算を始めとする各種統計において、今年4月以降の消費税率の引上げ等に適切に対応する必要があることから「また、」以下の部分です。「消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応する。」という文言が追加されております。

それから、別紙2に関しましては、第1に関して3項目ありますけれども、こちらについては、説明は省略させていただきます。

それから、別紙1の2ページです。

こちらから、計画の第2に相当する部分です。

まず、このうち、第1ワーキンググループで審議いただいた事項関連について、紹介いたします。

これは、別紙1で言いますと、2から4ページまでに相当いたします。(2)～(4)となります。

それから、表現の適正化を図るという意味で、別紙2ですと、1ページの一番下「(4頁14行目)」という部分と、それから2ページの「(7頁15行目)」というところまでです。

別紙1、別紙2はそれぞれ基本計画の何頁何行目の変更点かということが記載されておりますけれども、今、申し上げました「7頁15行目」というのは、この箱の中にある左肩にその指摘している場所が記述されております。この7頁15行目まで、これが第1ワーキンググループで審議された項目です。別紙2では5項目あります。

また、別紙1にお戻りいただきまして、別紙1の2ページ、まず「(1)国民経済計算の整備」に関してですけれども、先ほど申し上げました第1の部分でも指摘がありました。が、経済環境の変化への適切な対応を促進するために、1行目から2行目、「消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応していくことに加え」という文言が追加されております。

それから、その次の箱の部分ですけれども、これは別表に対応する部分です。

ファイナンシャル・リースに関してです。

こちらは、93SNAへの対応時からの課題でもあり、内閣府が主体的に取り組むべき事項であるということから、ファイナンシャル・リースに関する取扱いについて「有用性、必要

性を整理した上で、基礎統計の整備状況を踏まえた推計手法を検討」という文言を追加しております。

それから、一番下の部分です。

国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化に関する別表の記載部分です。

こちらについては、重要性や実現可能性等を踏まえて、優先順位を付けながら、効果的かつ効率的に実施するために、右側、一番下の部分「優先順位・時間軸を念頭に」という部分を付け加えております。これが2ページ(2)の変更箇所です。

それから、別紙1、3ページです。(3)「(2)経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備」に関してです。

まず、上の箱の部分ですが、5行分文章が追加されております。これは経済構造統計の重要性をより明らかにするという趣旨で付け加えられた部分ですけれども、経済構造統計の整備は、第Ⅱ期基本計画でも経済統計における重要事項である。そのため、その意義や目的を明確化するために、この5行を追加したということです。

それから、下の箱の部分です。これは「経済センサスー活動調査」、平成28年に実施する調査ですけれども、この実施時期についての記述の追加です。

平成28年経済センサスー活動調査を円滑に実施するためには調査期日の設定が重要であるということから、3行分「報告者及び地方公共団体の負担や結果利用等に留意しつつ調査条件が良い時期に調査するなど」という文言が追加されております。これが2つ目です。

それから、別紙1、4ページです。

(4)「(1)環境に関する統計の整備」です。

こちらは、左側、諮問案を御覧いただきますと、一番上の部分「(9頁30行目)」と書かれております。その部分とその一つ下「(35頁23行目)」別表ですけれども、この本文の部分と別表の部分が全く同じ文言で、明確化が図られていなかったということです。

それから、エネルギーの取扱いに関する環境関連統計につきましては、関連府省が個々の課題に対応する際に、それぞれが連携して実施することで、整合性が確保されるものであると考えまして、本文を右側、一番上のような形に変更した上で、本文と全く同じであった別表については削除するという形にしております。

同様に、一番下の部分、別表における記述ですけれども、同様の趣旨で「関係府省の協力を得ながら」という文言を追加しております。

以上が第2の部分の第1ワーキンググループで審議いただいた部分に関する記述です。

それから、別紙1の5ページに参りますと、こちらは第2ワーキンググループで審議いただいた事項に関する主たる変更箇所です。

5ページと6ページの上の(6)の部分が第2ワーキンググループで審議いただいた事項です。

それから、表現等の適正化を図る部分ですが、別紙2ですと、2ページの下4つです。「(12頁16行目)」というところから「(13頁17行目)」という部分、この4つの部分の

表現になります。

それから、別紙2の4ページに参りますと、こちらは別表の部分の修正箇所ですけれども、4ページの一番下にあります「(38頁7行目)」というところから別紙2の5ページの4つ目「(38頁39行目)」というところまでの5つの項目が第2ワーキンググループ関連で表現等が修正された箇所です。

また、別紙1に戻っていただきまして、別紙1の(5)ですね。「(2)人口減少社会に対応した統計の整備」の部分における変更点について説明いたします。

まず、一番上の箱の部分ですけれども「(2)人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備」という形で文言が修正されております。

これはワーク・ライフ・バランスの現状を的確に捉えることは引き続き重要であるということから、諮問案にはなかった「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を追加しております。これは、パブリックコメントの意見などを踏まえた修正です。

それから、一番上の箱の一番下3行です。「このため、関係府省は、」という部分ですけれども、これは現在推計人口に関する記述でして、諮問文にありました「地方公共団体における推計との関係を整理」という文言があるけれども、これが少し分かりづらいということでしたので、これは新たな推計方法に関する地方公共団体の周知等であるということ踏まえまして、本文をこちらにあるとおり修正しております。「地方公共団体への推計方法の周知」に努める。

それから、1つ飛ばしまして、一番下の箱の部分は、これは現在推計人口に関する別表の部分ですけれども、これも同様の趣旨で、外国人の取扱いに関する「新たな推計方法の」検討を推進しと「新たな推計方法の」検討という部分を付け加えております。

それから、実施時期につきましても、平成28年度末までに結論を得るというものを半年ほど前倒しいたしまして、平成28年度前半までに結論を得るという形で修正を加えております。

それから、この別紙1の5ページの真ん中の部分、国勢調査に関する記述です。

こちらでは、骨太方針におけるオンライン調査の徹底への対応とともに、オンライン調査に対応できないような方、調査票への記入が困難な報告者等にも配慮する必要があるということから追加しております。「ICTや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど」という記述を加えております。

それから、別紙1、6ページに参ります。

(6) 「(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」ということで、こちらはILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しに関する記述です。

今後、ILOにおいて、定義変更に伴う実務マニュアルを作成する予定であること。それから失業率の算出方法の変更は、社会的にも影響が大きいものであり、時系列比較の観点からも、慎重な検討が必要であるということです。

それから、取組の明確化を図るという観点から、こういう形で変更を加えております。

「今後の実務マニュアルの検討状況」を踏まえ「失業率を補う新たな指標」「既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討」「時系列比較の観点にも留意しつつ」といった文言が追加されております。

それから、次、6ページの(7)から7ページまでです。

こちらにつきましては、第3ワーキンググループで審議いただいた事項に関する主たる変更箇所です。

表現等の適正化を図る別紙2につきましては、3ページにあります7つの項目。

それから、一つ飛びまして、5ページにあります下3つ及び6ページの最後の項目の4つ。これらが別紙2では対応する部分です。

再度、別紙1にお戻りいただきまして(7)「(1)統計リソースの確保のための取組」です。

こちらは、修正の際、6行文言が追加されております。これは「統計リソースの確保のための取組」については、各府省に共通する取り組みを一元的、効率的に推進するための方策として、独立行政法人統計センターの機能を活用することも、視野に入れるという趣旨で追加された6行です。

それから、次、最後のページ、7ページ目です。

これは(8)「(1)調査票情報等の提供及び活用」ということで、これは先ほど御議論いただいた部分でして、まだこれはペンディングのとおりですので、これについての説明は省略いたします。

以上、答申案については、こういう形で提示いたしました。

私からは以上です。

○樋口部会長 どうもありがとうございました。

少し複雑な状況ですので、完全に皆さん把握していただいたかどうか心配ではあるのですが、何か御指摘がございましたらお願いします。

○廣松委員 よろしいですか。

○樋口部会長 どうぞ。

○廣松委員 この場に及んで新たなことを申し上げるのは、いささか申し訳ないのですが、今、御説明いただいた案のうち、別添の本文でいきますと、3ページの「5 統計データの透明化・オープン化の推進」というところなのですが、これは確かパブリックコメントにもありました。その説明のときに申し上げればよかったのかもしれませんが、「透明化」という言葉は、今まで余り統計の分野では使ってこなかったものです。

この書き方は、その透明化ということを経済の作成や推計方法に関わるプロセスの透明化と解釈して、以下の文章が書かれているのだろうと思うのですが、ここで統計データの透明化と言っているのは、その前のページの「3 経済・社会の環境変化への的確な対応」で、骨太方針にそう書かれているから、骨太でそう指摘されたから、それへの対応として

こう書かれていると思うのですが、この部分を2ページの3の表現に合わせると、骨太方針における統計データの透明化・オープン化を推進するためという文章を一つ入れたほうが、より明確になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○樋口部会長 恐縮です。もう一度すみません。

○廣松委員 はい。

2ページとほぼ同じ表現ですが、5のタイトルとして「統計データの透明化・オープン化の推進」がありますが、その次のその下に「骨太方針における統計データの透明化・オープン化を推進するため、」として、あとは現在の文章をそのまま続ける。

すなわち、統計の作成方法や推計方法等に係る品質表示の改善に加えというところにつながる。その意味で、ここで言う統計データの統計化・オープン化という言葉の出典を明らかにするという趣旨なのです。

○樋口部会長 いかがでしょう。

3ページの5の項目の見出しの下に「骨太方針における統計データの透明化・オープン化を推進するため、」というものを入れるという修正案です。

どうぞ。

○白波瀬委員 すみません。こういうところに何によるのかということの是非というのはあると思うのですが、骨太方針による出典を明らかにすることの意味はあるかもしれませんが、統計委員会としての自立性というか、余り理由付けを他者に委ねることによる誤解もあるかなと思うのですけれども、もし、透明性ということの語意自体に問題があるというのであれば、そこを修正した方が良くと思うのです。

○廣松委員 ちょっと舌足らずだったかもしれませんが。先ほどの勉強会でもありましたけれども、透明性という言葉は、たしかオバマ大統領が言った言葉が、多分、骨太方針の基になっているのだと思うのですが、そのときの趣旨は、どちらかというところ、行政全体の透明化ということだと思います。それを推進するために、統計委員会としては、統計行政をより透明化するというか、統計を作成するプロセスを透明化するという趣旨でここに入れて、その下の文章「統計の作成方法や推計方法等に係る」が統計委員会としての統計データの透明化ということの解釈するというか、あるいはそれを統計委員会の役割とみなしてはどうかということなのです。

○樋口部会長 確かに、統計データの透明化というのは、何を意味するのかというのは、隠しているものがありそうな感じがこの文章だとしますね。

さて、では修正するために、そういう基のものを引用するのか、これ自身を変えたら良いか。

どうぞ。

○川崎委員 私も全く同じような感覚を持っていたので、どう直したら良いのか考えてみると、結局タイトルのところを「統計データのオープン化及び作成過程の透明化」とか、その辺を直すしかないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○樋口部会長 どうでしょう。

○廣松委員 その点は特にこだわりません。

○樋口部会長 事務局は。

津谷委員。

○津谷委員 まず、この5の3ページのキャプションが分かりにくいので、部会長の御指摘のとおり、何か統計データが透明でないような印象を受けましたので、やはり川崎委員がおっしゃったように「統計データのオープン化と統計作成過程の透明化の推進」とすれば非常にはっきりすると思いました。

ただ、この本文に、次に「骨太方針における」ということをここで最初に入れるべきかどうかということについては、私はどちらともまだはっきり態度を決めかねるのですが、ただ、もう既に前の2ページのところで、骨太方針におけるということが随分出てきておりますので、また更にもう一回言っても、余り問題はないと思います。ここでいきなり唐突に出てきたわけではありませんので、それほど問題はないかなという気もいたします。

ただ、私個人といたしましては、この部分については、この基本計画部会の皆様方の意見の多数決に従いたいと思います。

○樋口部会長 そうしましたら、まず、見出しは「統計データのオープン化・作成過程の透明化の推進」ということでよろしいですか。

では、もう一度言います。「統計データのオープン化・作成過程の透明化の推進」でよろしいですか。

○廣松委員 はい。

○樋口部会長 そうしましたら、次の、今、追加された文言なのですが「骨太方針における云々」という、この文言を入れるかどうかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○川崎委員 私の個人的な意見を申し上げますと、こだわるほうではないので、どちらでも良いのですが、実は、私自身も「統計データの透明化」という言葉が非常に違和感のある表現だったので、これは誰が作った言葉かというのをちょっと責任を明らかにするために、書いても良いかなと思ったのですが、タイトルを今のように直していただければ、作成過程の透明化というのは、これ自体は別にそんなに違和感のある言葉ではないので、わざわざ出典を入れなくてもよろしいのではないかなという気が今の段階ではしております。

ただ、それほどこだわる訳ではありませんので、もし、どうしても入れたいというのであれば、私は反対するつもりはありません。

○樋口部会長 そうしましたら、廣松委員の御意見を。

○廣松委員 5の見出しのもう一度確認ですが、「統計データのオープン化と作成過程の透明化」でよろしいですか。

○川崎委員 はい、結構です。

○廣松委員 であれば、特に私は「骨太方針」の言葉にはこだわりません。

○樋口部会長 そうですか。分かりました。

それでは、今、追加された部分はなしということで、見出しを変えるという方向にしたいと思います。

ただ、これに関わる中にありまして。

○澤村総務省政策統括官付企画官 すみません。1点確認なのですが、オープン化と作成過程の透明化を入れ替えるということで、この説明の文章は作成過程の透明化が先に来て、また更にとということでオープン化ということになっていますので、ここは入れ替えるという御趣旨でしょうか。それとも、この説明は触らずに、表題のみを変更すればよいという御趣旨というか。

3ページでいきますと、3つのパラグラフがこの事項にありまして、1つ目のパラグラフが透明性の一層の向上を図る。それで「また、」ということで、データの利用、提供。それから「さらに、」ということで、オープン化の取組を一層推進するという「また、」以下の2つはオープン化に関わる事項で、1個目のパラグラフは透明化の事項ということで、表題を入れ替えることによって、これは説明の方も入れ替えた方がよろしいですか。念のために確認しておきたいのです。

そこまで必要がないということであれば、そのまま結構です。

○廣松委員 またちょっと新たなことを言い出して恐縮ですが、本文の目次の順番でいくと、今の言葉でいうと「作成過程の透明化」というのは、これは本文のローマ数字のiiの3の「統計調査環境の改善」の中の「(2) 統計への品質保証活動の推進」というところに入っています。

一方で、もう一つの「統計データのオープン化」の方では、4の「統計データの有効活用の推進」の方に入ることになります。

そうすると、新たなことを言って恐縮ですが、見出しのところを統計の作成過程の透明化と統計データのオープン化をひっくり返してはいかがでしょうか。

○白波瀬委員 廣松委員がおっしゃっていることはよく分かるのですが、やはり読んだときに、何を一番ポイントとして訴えるかという表題の役割に忠実になるとすると、この「作成過程の透明化」自体も実はすごく分かりにくくて、読みようによっては、極めて不都合な言い分が出てくるかなという気がします。やはり、ここはオープン化というところで、押さえて、実はこの中身についても流れというものもあるので、これはこれで置いておいても良いかなというのが個人的な意見です。

○樋口部会長 この変更に伴って、他も変わってくる可能性はありませんか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 骨太を引っ張っているところはそのまま骨太の。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 16ページに行政記録情報等の活用というのがあります。

○樋口部会長 ああこれね。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 その真ん中のところに統計データの。

○樋口部会長 第3パラグラフ。

○津谷委員 下にもありますよ。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 また下の「さらに」の次に「統計データの透明化・オープン化等」。

○樋口部会長 これはやはりセットで変えないといけませんね。これだけ残すというわけにもいかないですから。

そうすると、むしろタイトルだけ変えて、今の16ページのところをそのタイトルに則した形にして、それで3ページの説明のところはそのままということでしょうか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 誠に申し訳ないのですが、これも閣議決定になりますので、閣議決定の整合性ということで、どこまでこだわるかという部分はあるのですが、過去の閣議決定、例えば骨太を引用しているところは、その閣議決定の引用ですのでそのままとしたいと考えています。ここの部分は、今回の基本計画の中で、より重点的にということを考えれば、今、白波瀬委員の御意見であれば、まずオープン化があって、透明化というのはその次に出てくるというような位置付けではないかと思います。

ですから、そこの部分だけ、表題だけ変えるというのが、表題といいますか、ここの項目見出しといいますか、基本的な方針のところの部分だけを変えるみたいな形かなとは思っています。

○樋口部会長 ちょっと確認しましょう。

まず、3ページは「統計データのオープン化と作成過程の透明化の推進」で、その後の説明はそのままにするということで、まずこれでよろしいでしょうか。その後、何か所かこれに関連するところが出てきまして、例えば16ページの第3パラグラフ「また、骨太方針においては、」のところは、骨太の方針でこう言っているので、これは変えられないということですね。

例えば、16ページの最後のパラグラフ「さらに、」というところは、これはそのまま出ているのですね。骨太方針とは関係なしに。ここをどうするか。あるいはこれに関連するのが22ページの下から第2パラグラフ、ここは「また、骨太方針においては、」と書いてあるところは今の方針でいうと変えられないですか。

要は「骨太の方針」がどうも適切な表現ではないということなのですね。

○廣松委員 ちょっと、また混乱させて申し訳ないかもしれませんが。

16ページが一番下の段の「さらに、」というところの「統計データの透明化・オープン化等の推進や、」は要らないのではないですか。

○樋口部会長 この文章自身が。今のところだけ取ると。

○廣松委員 つながりを読みますと、3番目のパラグラフ「また、骨太方針においては、」、そこは良いとして「このため、」というのが下の文章に来るのですよね。「また、統計法第29条第1項の規定に基づく行政記録情報云々」があって「さらに、」と言ったときに、

その統計作成に行政記録情報等を活用することの有用性等に関する理解を得る取組の一環としてということであって、文章としては十分つながるように思うのです。

○樋口部会長 どうでしょうか。

16ページの「さらに、」というところは、もうこの文言を取ってしまう。さらに、統計作成に行政記録情報等という文章にするという。

○白波瀬委員 一部だけ残すというのは駄目ですか。

私、最初に思ったのは「統計データのオープン化等」、透明化というのはもう切ってしまう。「オープン化等の推進や」としたら「等」の中に入っているという。

○廣松委員 ここはどちらかというところ、行政記録情報を使って統計を作成するということと言わんとしているところなのではないでしょうか。

○白波瀬委員 だから、そうしたらもう全部消してしまった方が良いですね。

○廣松委員 オープン化ということを、ここで改めて何かと言うとかえって混乱しませんか。

○樋口部会長 あえてもう一度言うことはないだろうと。上で言っているからという趣旨ですよね。

では、これは取りあえず取ることにしましょう。

何か後でもう一度見て、不都合があったら、再検討するというところで。

そうしましたら、修正は先ほどの3ページのところと、今の16ページの最後のパラグラフ「さらに、」の後「統計データ云々」というものを取って「さらに統計作成に行政記録情報等を活用する」とつなげる。

あとの骨太方針においてというものがあるところについては、原文のまま、統計データの透明化・オープン化とあえて使うということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 では、そのようにさせていただいて、不都合がありましたら、また相談させていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

○廣松委員 ちょっと戻って恐縮ですけれども、先ほど、ペンディングにした資料1の調査票情報等の提供及び活用のところの、2ページ目の修正案のところの②の部分ですが、先ほどいろいろ御指摘がございましたが、余り大きく変えると、問題があるかと思いますので、②の部分だけ、以下のような形にしてはいかがでしょうかという提案です。

「②調査票情報の提供におけるリモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析の実現に向けた整理・検討」とする。先ほど部会長もおっしゃったような、原案のままでは順番にステップを踏んでいくのかというような御意見も出てくるかと思い、今、申し上げたような形にしました。

もう一度申し上げますと、「②調査票情報の提供におけるリモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析の実現に向けた整理・検討」。

○樋口部会長 いかがでしょうか。これは、今のは2ページですが。

○廣松委員 それに伴い、3ページの別表のところですが、修正案の2段目、調査票情報の提供については、セキュリティー確保に万全を期す観点から「リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う」とするのはどうでしょうか。

○樋口部会長 もう一度言いますと「リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う」。

今の2点の修正ということですが、いかがでしょう。

よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 では、そのようにいたします。

よろしければ、次に「第2 公的統計の整備に関する事項」のうち、第1ワーキンググループの担当でした「1 経済関連統計の整備」及び「2 分野別経済統計の整備」について、答申案の2-(2)から(4)及び(9)として、国民経済計算、経済構造統計及び環境統計における追加・修正を記載しておりますが、もう一度御覧いただきまして、それでよろしいかどうかということをお検討いただきます。

もう一度言いますと「第2 公的統計の整備に関する事項」、その中の「1 経済関連統計の整備」「2 分野別経済統計の整備」につきまして、答申案の2-(2)から(4)及び(9)、これが国民経済計算、経済構造統計及び環境統計における追加・修正点ですので、これについて御意見いただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

よろしければ、特に修正すべき御意見はないようですので、原案のとおりしたいと思います。

それでは、次に「第2 公的統計の整備に関する事項」のうち、今度は第2ワーキンググループの担当でございました「3 人口・社会、労働関連統計の整備」について、答申案の2-(5)、(6)及び(9)として、ワーク・ライフ・バランスへの対応及びILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえた対応等について記載しているところですが、この点について、御確認をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

ちょっと私から、そうしましたら、1点、今の答申案の2-(5)の「さらに、」以下の第3パラグラフに、現在推計人口の基幹統計化というようなことが記述として出ております。

前回のワーキンググループ報告のときには、諮問案には地方公共団体における推計との関係を整理しとなっておりました。この部分は、新たな推計方法に関する地方公共団体への周知であり、基幹統計化に直接的に影響するものではないことが確認できたということ

でございましたので、その部分を別表から削除し、外国人の取扱いに関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得るという明確化を図ったと聞いております。

この点はまず、事実確認としてそれでよろしいでしょうか。

確認したい点が2点ありまして、1点目は「地方公共団体における推計」そして「現在推計人口」との関係が、今回削除されております。この点がどのようなになっているのかというようなこと。これはまだインプリシットには、この関係、要するに現在推計人口、地方公共団体における推計との関係がどのようなになっているのだろうかというようなことも。

そして、特に基幹統計化にする際には、現在推計人口というものになっておりますが、これは国の現在推計人口だけを含むのか、限定するのか、それとも地方、都道府県単位のものもこれに含まれてくるのかというようなことが、ちょっと文章上読めないところがありまして、どこまでを基幹統計化としていくのかということについて、御意見等がありましたらお願いします。

2点目は、外国人の取扱いに関する推計についてですが、これについても、国のレベルであるのか、あるいは都道府県の単位も意味しているのか。この点について、少し文言が読み取れないので、教えていただけたらと思いますが、第2ワーキンググループの座長、津谷委員、いかがでしょうか。

○津谷委員 では、私の理解に基づきまして、先ほど部会長から御指摘がありました2つの点について、説明したいと思います。

まず、第1点目の削りました地方公共団体における推計という部分と、それから、これから基幹統計化が審議される予定になっております現在推計人口との関係についてです。

現在推計人口は、国勢調査の中間年、つまり、国勢調査が実施されていない年次について、直近の国勢調査の結果を基準として行う推計です。国勢調査は御存じかと思いますが、人口の静態に関する最大の統計であります。その実施時点、つまり実施年の10月1日付けの人口の規模、構造、居住地といったようなものについての人口静態の統計ですが、その直近の国勢調査の結果を基準として、そこに人口動態統計から得られる出生数、死亡数、そして出入国管理統計から得られる出入国者数、つまり出国者数と入国者数など、各種の人口統計を基礎データとして、毎月1日の現在の全国の総人口及び日本人人口を推計し、公表しております。

そして、それに付け加えまして、毎年10月1日現在で、都道府県における過去1年間の転出者数、転入者数を加味して、都道府県別及び年齢階級別などの人口についても、推計し公表されております。

ですので、この現在推計人口は、全国人口プラス全国の日本人人口だけではなく、毎月ではございませんが、毎年10月1日付けで都道府県人口についても推計し公表されているものです。

一方、各都道府県及び中には市区町村の中には、国勢調査の結果を基準として、住民基本台帳の移入、移出の状況に基づき、独自に推計した人口を毎月若しくは定期的に公表し

ているものもあります。

都道府県人口については、このように定期的に公表されているかと思うのですが、中には、東京都のように、それに付け加えて独自の市区町村のデータも公表しているものもあります。

都道府県別年齢階級別の現在推計人口の算出に当たりましては、一部、この都道府県による独自の推計データも一部利用されている旨、特に年齢の分布などについて、聞いておりますが、基本的に、この都道府県による独自推計は、現在推計人口の基幹統計化に直接は関係がないというところから、地方公共団体における推計との関係を整理しという部分を別表から削除するという結論に至ったものです。

ただ、都道府県が独自に行っている推計との整合性ということも重要なことですので、新たな推計方法に関する地方公共団体への周知に努めるという趣旨を本文に盛り込むべきであるといったしました。

なお、将来、これは次期基本計画にも書かれておりますが、この現在推計人口の基幹統計化が審議されることになっております。

基幹統計化される際の範囲、つまり都道府県が含まれるのかどうかということについての部会長の御指摘ですが、その諮問審議の際に、これは改めて、必ず審議されることになるかと思っておりますので、今、予断で私がこれから審議されることについて断言することはできませんけれども、現在、推計し公表されている範囲、もうこれは既に推計し公表されておりますので、それを基本に、一層の精度の向上及び集計の充実が図られるのではないかと思いますし、またそれを期待しております。

以上が、1点目の御指摘に対する私の説明です。

次に、2点目の外国人の取扱いに関する新たな推計、これが一体具体的にどういうことなのかについて説明いたします。

この部分は、皆様も御承知かと思っておりますが、以前は外国人登録によりデータが取られていた外国人人口が、平成25年7月から住基ネットに組み入れられることによるものです。外国人人口が住民基本台帳に加えられたことに対応するもので、この6月末日でちょうど1年分のデータが蓄積されるということがありますので、このデータの蓄積を待って、本来であれば、今期の基本計画の審議事項になっていたものを次期に先送りしたということが審議が未だなされていない大きな理由の1つになっておりました。

この外国人を含む都道府県別のデータを活用した検討というものが、基幹統計化に向けた結論を得るためには不可欠であると考えますので、そのことから、別表にはその記述のみを残すことにより、取組の明確化を図ったものです

以上が、私からの私の理解に基づく御説明ですが、この現在推計人口の作成担当府省である総務省、そして、事務局で、何か補足すべき事柄がありましたら、お願いしたいと思います。

○樋口部会長 それでは、総務省。

○曾田総務省統計局統計調査部長 津谷委員の御説明のとおりで十分だと思います。

○樋口部会長 ということは、基幹統計化については、国レベルの人口のみではなく、都道府県の人口も含むという解釈でよろしいということですね。

○津谷委員 対象となるということだと思います。

○樋口部会長 対象となるということでもよろしいですね。

○曾田総務省統計局統計調査部長 もちろん、当然、統計委員会での審議の結果ということでございますので。

○樋口部会長 はいはい。もちろん。

どう考えているかということですが。

○曾田総務省統計局統計調査部長 津谷委員の御説明のとおり、毎月10月1日現在で、都道府県別の年齢5歳階級の推計人口を出しておりますので、当然、それも対象になると考えております。

○樋口部会長 分かりました。

それでは、ただいまの説明につきまして、今回の基本計画のプリンシプルのところで、人口減少社会への対応の統計とか、あるいは地域の問題というものを重視しますということをおっしゃっておりますので、その点を確認するという意味で、この文章の今の御説明のとおりでよろしいだろうと思うのですが、それを明確にやはり明示した方が良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

○津谷委員 それでは、私から提案させていただきます。この部分ですけれども、これは別表のちょうど別紙1の5ページの部分でしょうか。その一番下の部分であるかと思いますが、それでよろしいのでしょうか。

現在推計人口の一番下、別紙1の5ページの一番下の部分で「(37頁39行目)」、別表という部分かと思いますが、「現在推計人口の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る」という部分を先ほどの説明及び部会長からの御指摘の趣旨を少し勘案いたしまして、以下のように修正するのはいかがでしょうか。

現在推計人口の基幹統計化について、そこの次に、集計の充実に向けて「都道府県間移動」等に係る外国人の取扱いは少し違和感がありますので、この場合は、個々の外国人ではなく、外国人人口とさせていただきます。もう少しマクロにさせていただきます。外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得るということではいかがでしょうか。

もう一度、繰り返させていただきます。

「現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて、都道府県間移動等に係る」、これが新しく入る部分でございます。

そして、外国人の取扱いという部分を外国人人口にとさせていただきます。関連する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得るということではいかがでしょうか。

そういたしますと、部会長から御指摘ありました明文、明確化、具体化もある程度図ら

れるのではないかと考えます。

○樋口部会長 いかがでしょうか。元々の案の方には地方公共団体における推計との関係を整理しというものがあったわけです。

それを今回、答申の案としては、それが省かれたわけですが、そこを、今、津谷委員から御指摘していただいたような内容に変更するというのでいかがでしょうか。

どうぞ。

○津谷委員 ただ、「地方公共団体における推計等の関係を整理し」の部分は、この別表からは削除いたしました。その少し上に書いてありますが、同じ5ページ一番上のところの(2)「(12頁32行目)」というところの最後のところに「及び地方公共団体への推計方法の周知」という部分ですが、これをそこに記入しております。

ただ、今回は新たな推計方法というだけでは、やはり現在推計人口における都道府県人口、年齢別、年齢階級別の都道府県人口の推計、公表というものが、具体性に欠けるといふこともあろうかと思いましたので、「集計の充実に向けて、都道府県間移動等に係る外国人人口に関する」とさせていただくと、この部分について、前よりも明確化が図られるのではないかと考える次第です。

○樋口部会長 分かりました。

いかがでしょうか。

住民基本台帳で、外国人の取扱いも今後なされますので。

○津谷委員 外国人人口1年分のデータが住基ネットに入ってきて、データの蓄積もありますので、実際のデータが検証の情報となるかと思いますので、この点については必ず議論の一部となるであろうと考えますし、それを希望しております。

○樋口部会長 ありがとうございます。

それでは、そのように扱わせていただきますが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 では、津谷委員の発言のとおりということにしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、次に「第3 公的統計の整備に必要な事項」について、答申案ですと2-(7)及び(8)としまして、統計センターの機能の活用と先ほど御審議いただきました調査票情報等の提供及び活用について記載する。さらに2-(9)としまして、表現の適正化等の観点から、修正しているところですが、先ほどの廣松委員の御発言のところは、そのように修正いたしますが、他のところでいかがでしょうか。

どうぞ。

○野呂委員 文言修正ではなくて大変恐縮なのですが、今ほどの廣松委員のところの①～③を改めてこうやって文章で見ますと、オーダーメイド集計を第1優先順位ということで、利用をさせていただいている民間から見ましても、非常に現実的といいますか、納得的か

などと思ひまして、大変賛成いたしたいところをごさひまして、その中で、元々の第2期計画案にもありましたこの利用条件の緩和といふことの中身ですけれども、これもある意味で確認だけですけれども、これは、今、例えば統計法施行令や施行規則にいろいろ書いてあります細かな手続であるとか、あるいはその利用料金であるとか、あるいは対象となる統計だとか、そういうことも含めて、全部利用条件の緩和といふ理解でもこれはよろしいのでしょうか。事務局への質問です。

○樋口部会長 はい。

○澤村総務省政策統括官付企画官 ただいまの御質問にありましたように、全般的に対象になります。ただし、答申案についての廣松委員からの御説明にありましたとおり、一番大きいのは、やはり利用目的の緩和となります。民間の方であってもオーダーメイド集計の利用は現在でも可能なのですが、その目的は学術研究に限られており、いわゆる商業的な利用はできません。

そういったところも含めて、整理していこうといふ趣旨です。

○樋口部会長 どうでしょう。

○野呂委員 理解できました。

これはもう答申と直接関係はありませんが、その利用目的を拡大するに当たりまして、今でも比較的煩雑だと思われている手続がさらにセキュリティーの観点で煩雑になるとか、あるいは利用料金も非常に高くなるということがどんどん進むと、かえって利用しにくくなるような事実もありますので、うまく実際の行政ではやっていただくと民間としては助かるのかなと思ひます。

○樋口部会長 分かりました。

これは議事録に残しますので、それでよろしいですか。

ほかにいかがでしょう。

別紙2の先ほどの新旧対照表ですが、これの3ページで、今回、前回の議論を踏まえての修正及び文言の修正ということでしたが、3ページの3つ目のところに「(17頁2行目)」というようなことが書いてありまして「行政記録情報等を含むビッグデータの統計作成への利活用及び統計データのビッグデータへの活用について研究を進める」となっていたのですが、今回の修正案、右側によりますと、行政記録の話がなく、その統計データとビッグデータを相互に結び付け、活用することについて、研究を進めるという、ちょっと文言の修正だけではなく、中身が若干変わっているかなと思ひのですが、これについてどんなことがあったのでしょうか。

○廣松委員 端的に言つて、行政記録情報の保有部局と統計データを提供する部局との考え方が一致しているわけではありませんので、統計委員会の方から、行政記録情報を保有している部局に統計目的に使うので出してくださいと言つても、いろいろな理由もあつて、簡単に出て来ないわけではない。

その意味では、統計委員会として責任を持てる統計データにしてはどうかといふ趣旨で

す。

○樋口部会長 元々の諮問のほうが、かなり踏み込んだことになっていたわけですね。

○廣松委員 そうですね。そう思います。

○樋口部会長 何となく、それが少し後退したのかなと、この変更点、ここについては、前回の委員会で議論になったところでしたか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 ワーキンググループでの議論を踏まえた報告があったかと記憶しております。その際には、既存の閣議決定等との整合性も保ちながら、文言を修正した。

なお、御指摘のこの文言修正によって、後退しているのではないかというお話が、別段、行政記録情報、これは答申修正版という別添を見ていただいたほうが分かりやすいかもしれませんが、これの16ページの後ろの方から、先ほどちょうど御議論になったところですが、透明化、オープン化の御議論になったところのそのずっと続きのところですが、17ページの部分は、2行目からの部分になりますなお書きのところになりますが、これにつきましては、行政記録情報については、その利活用を推進するのだということもう既に書いてあって、なお、その国際的な動向も踏まえて、その統計データといわゆるビッグデータを結びつけ、活用することの研究を進めましょうということで、整理したときの閣議決定等との整合性を取りながら、さらにこの結び付け、活用するということがワーキンググループでも御議論いただいて、より分かりやすい表現にしていこうということで、こういうような形になったものです。

○樋口部会長 今日ビッグデータの話は聞いたばかりなので、そこで統計データというと、ある意味で公表データを意味していくのでしょうか。これはどうなのでしょう。

少なくとも、大分、ビッグデータとは違うのかな。

○澤村総務省政策統括官付企画官 先ほど、廣松委員もおっしゃっているように、ここは統計の基本計画ですので、その統計データをいかにビッグデータ等と活用していくのかというものをより明確にしていこうというような修正だったかと思いますが、何か補足することがあれば。

○樋口部会長 基本計画の諮問案で出されたときには、行政記録情報等を含むとなりましたが、これはこの検討の結果、こういう諮問案になったのだらうと思います。

どうぞ。

○川崎委員 私なりの理解なので、ワーキンググループ全体の理解と合っているかどうか分かりませんが、一つ申し上げます。

まず、1つは、行政記録の利活用については、今、統括官室からお話がありましたように、すぐ上に文章がありますので、改めて行政記録の活用については、ここで文章の中に入れなくてもよからうということがあります。

それから、もう一つ、次の問題は、ビッグデータとは何ぞやということなのですが、実は、これは概念がまだ定まっていないということがあります。

それから、ビッグデータが公的統計の利用に有効であるという見方をする方もありますが、しかし、特に最近の民間で出ておりますビッグデータなどについては、例えば母集団として活用できるかという点、母集団が完全でないケースが多いのです。

そういう意味で、まだまだ公的統計に利用できるかという点、そこについての疑問はかなり残っておりまして、実現性にはまだ距離がかなりあるのだらうと思われまして。

そういう中で、行政情報がビッグデータと言えるかどうか、またその行政情報をビッグデータとして、今、活用できる環境があるかといいますと、先ほどの御説明にもありましたとおり、必ずしも法的にもまだ例えば電子システムの中で流れているような情報をどう扱うかというのは、概念的にも整理できておりませんので、そこでいきなりさも実現できるかのような印象を与える文章を書くのは、ちょっとリスクではないでしょうか。ビッグデータの関係は、今あるきちんとした公的統計と、ビッグデータでそれをどうやって結び付けていくか。例えば、タイムリーな面ではビッグデータの方が優れているということがありますので、そういう面での相互に結びつけられることで、さらに価値を高めていく。そういう可能性があるのではないかということから、このところの中には、行政記録等の情報は、この特定の文章の中には入れない代わりに、そういう表現に代えてということはどうかということ、私は部会の中で提案させていただいたので、そんな理解で部会の中では考えていただいているのかなと思っております。

○樋口部会長 少し私が誤解しているのかもしれないのですが、今度の修正というのは、統計データとビッグデータを相互に結び付け活用するという、ビッグデータを統計作成に活用するところという点、ここは入っているという読み方なのですか。

○廣松委員 そのとおりです。

○樋口部会長 そうですか。もちろん行政記録も統計データ作成には使うわけですが、統計データをビッグデータのむしろ逆方向というのかなとこの文章から思ったのですが、そうではない。

○廣松委員 多分、両方向があり得ると思いますが、先ほど川崎委員もおっしゃったとおり、そもそも、今、ビッグデータといった時に何を指しているのか、よく分からないところがあります。ただ、それとは別にビッグデータ側という点、変ですけども、その分野で統計データをお使いになる時には、全くこちら側、すなわち統計側の制約は分からないだらうと思います。でも、統計データを使っただけだと、統計データの利活用がより進み、そういう意味で良いだらうと思います。逆に統計データをつくる時に、ビッグデータと言っているものを、利用可能であれば、それを使うことも当然考慮に入れるべきだらうということですね。

○樋口部会長 分かりました。

そうすると、諮問案がちょっと分かりづらかったということなのですかね。

他にいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、先ほど修正したところを除いて、特段修正すべき御意見は第3の「公的統計の整備に必要な事項」についてはないということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 どうもありがとうございました。

それでは、そのようにいたします。

それでは、最後に「第4 基本計画の推進」については、答申案の2-(9)の一環として、統計上の課題の例示について修正を行っているところですが、御確認いただけますでしょうか。

深尾委員。

○深尾委員 ここに関連してなのですが、今の修正版だと、28ページの「第4 基本計画の推進」の「1 施策の効果的かつ効率的な実施」の中に、統計委員会が以下の取組を統計法第55条第3項に基づき、重点的に実施するとなっていて、第1、第2、第3とあって、この第3の中の「府省横断的な統計上の課題」として、前回、議論があった非対象分布推計の見直しというものを、ゆがみの強い分布に関する推計の改善と変更するというのが、今の掛かっている変更点だと思うのですが、この点について、統計上の府省横断的な統計上の課題について、私も前回以降、少し考えてみたのですが、一つ気が付いたのは、サービスの質の計測に関する動向について研究するというをここにできれば加えてはどうかという提案をしたいと思います。

具体的には、ここに括弧の中の「(欠測値補完、歪みの強い分布に関する推計の改善、サービスの質の計測に関する動向等)」と変えてはどうかという提案です。

理由を申し上げますと、サービスの質の計測あるいはサービスの価格と生産量の把握については、現行基本計画にも記載があって、平成23年度の法施行状況審議において、実施済みという判断がされました。

ただし、その審議においては、諸外国及び国内におけるサービスの質の計測に関する検討、研究状況の把握に努め、関係機関に情報提供する必要性については、審議の過程でも再び指摘されてきたところです。

我が国の人口は、減少していく中であって、生産性の向上が極めて重要であり、その計測等において、重要な役割を果たす。サービスの質の計測というのは、非常に重要であると考えられます。

実際、サービス、例えば医療とか教育等の質の計測は、非常に重要な課題であると国連等の国際機関でも認識されており、その研究が進められています。

そうした動向を把握するとともに、我が国が作成する統計の改善に役立てていくことは、統計委員会の重要な役割ではないかと思えます。

以上のような考えから、この府省横断的な統計上の課題の例示の中に「サービスの質の計測に関する動向」という文言を加えていただければどうかというのが私の提案です。

○樋口部会長 いかがでしょうか。

まさに、いろいろなところでこのサービス業の生産性の問題というのがテーマになっておりますし、まさに骨太の方針でも扱われている主たるテーマですよね。

現在は、市場価格表示による付加価値を持ってそのサービスの生産量と言っている訳ですが、それをどう価格と量に分解するのかというところは、まさに基本の基本になってくるかと思しますので、それをここで入れたらどうかという提案です。

よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 それでは、御提案のとおり、サービスの質の計測ということはこの部分に加えるということにいたします。

ほかに御意見はありませんか。

御意見がなければ、この第4の「基本計画の推進」につきましては、今の追加点を除いて、原案どおりといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 それでは、そのようにいたします。

以上で、第1から第4までの一通りの審議が終了したところですが、そのほかに、全体を通しまして、何か御意見等がございましたらお願いいたします。

なければ、御承認いただいたということで、本委員会においては承認ということにしたいと思います。

なお、本日の審議を踏まえました答申案につきましては、事務的にメール等で皆様にもう一度御確認いただけます。修正したところがありますので、全体として、これで良いかどうかということをもう一度確認いただいた上で、1月31日に開催予定の統計委員会に報告したいと考えております。

本日予定されました議事は以上です。

これで、本日の審議は終了いたします。

基本計画部会につきましては、平成24年度統計法施行状況報告を受けました、昨年25年5月から約9カ月にわたり、ワーキンググループの開催を含め、各委員の皆様の精力的な御審議によりまして、今後の統計行政の指針となる基本計画の答申という形で最終的な成果を取りまとめることができました。

どうもありがとうございました。

また、オブザーバーとして御参加いただきました各府省及び地方公共団体の皆様の御協力にも、感謝申し上げます、部会長として改めて御礼申し上げます。

どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡をお願いします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 基本計画部会における基本計画に関する諮問審議は、本日で終了となりました。

どうもありがとうございました。

なお、1月の統計委員会につきましては、詳細は別途お知らせいたしますけれども、今月1月31日金曜日、午後1時から、この建物の11階、共用第1特別会議室において開催する予定です。詳細は追って連絡いたします。

○樋口部会長 それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。